

大北森林組合の補助金返還債務に係る履行期限の延長処分等に ついてお知らせします

大北森林組合(以下「組合」という。)から、平成29年3月21日に補助金返還債務に係る履行期限の延長について申請があり、審査の結果、地方自治法施行令第171条の6第1項の規定に基づいて、履行期限を延長する処分を行いました。

また、平成29年1月31日に組合から提出された抜本的経営改善方針に基づく事業経営計画及び補助金等返還計画(以下「新たな計画」という。)について、県では、林務部改革推進委員会のご意見を踏まえて、その詳細を精査し、実現性・確実性の観点からおおむね妥当と判断しました。

今後、新たな計画に沿って取組を着実に履行するよう、組合へ求めてまいります。

1 履行期限の延長処分について

(1) 処分をした日

平成 29 年 3 月 23 日

(2) 履行期限の延長期間

履行期限を、平成33年7月30日まで延長します。

(注)新たな計画では、平成29年度から32年度までの4年間を集中改革期間と位置づけていることから、県はこの期間に合わせ、履行期限を延長することとしました。

(3) 延長処分をした債務

補助金返還債務 869, 883, 600 円及び付帯債務

(4)履行期限の延長処分の根拠

組合の財務関係資料から、地方自治法施行令第 171 条の6 第1 項第1 号の規定 (債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき)に該当すると判断されるため。

(5) 延納利息及び担保の提供

財務規則の規定に基づき、履行期限の延長期間中の延納利息は付さないこととし、組合の所有する土地・建物を担保物として提供させることとしました。

(注) 履行期限の延長に係る関係法令については、別紙1を参照してください。

2 組合の新たな計画の策定と県の対応について

(1) これまでの経過

・ 県では、組合が昨年5月に策定した補助金等返還計画等に対して、6月に林務 部長名で通知を発出し、補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化など、4 つの観点等から経営改善を抜本的に進め、計画を見直すよう組合へ求めました。 ・ 組合は、外部の有識者を委員とした再生本部を設置して計画を再検討し、補助 金の返還期間を平成61年度までの33年間に短縮した新たな計画を平成29年1月 31日に県へ提出しました。

(2)県の対応

- ・ 県では、新たな計画の内容について、林務部改革推進委員会のご意見も踏まえ、 別紙2のとおり精査し、新たな計画はおおむね妥当なものと判断しました。
- ・ 県としては、組合に新たな計画に沿った取組を着実に履行させ、組合の再生と 補助金の早期返還を進めることが、県民の利益に資するものと考えています。
- ・ 今後、新たな計画に沿った組合の着実な取組や補助金返還の履行について、県 として厳格な進捗管理、指導を行っていきます。
- ・ こうした県の考え方については、林務部改革推進委員からもご了解をいただい ています。

3 組合が行う今後の造林補助事業について

- ・ 本事案発生後、組合から造林補助事業の補助金交付申請はされていない状況で す。
- ・ 県としては、公益的機能の発揮の観点から大北地域の森林整備を推進する必要性、大北地域の市町村長からの強い要望、地域における森林整備の重要な担い手である組合の役割、組合の内部管理体制の構築状況(注)などを総合的に勘案し、平成29年度以降に組合が実施する造林補助事業に対して、県の調査を強化した上で、適正と認められる場合には、補助金を交付することとしました。
- ・ 県としては、引き続き、組合の会計処理等の内部管理が法令等に沿って適切に 実施されているか、定期的に確認するとともに、厳正な指導を行っていきます。

(注)組合の内部管理体制の構築について

県では、組合に対し、必要措置命令を発出して再発防止の取組の実行等を指導したほか、会計処理の改善指導、組合検査などに取り組んできました。

さらに、内部けん制や法令順守のための規程の整備、適切な事務処理や現場管理を行うための事業の実施マニュアルなど、組合が補助事業を適切に進めるうえで不可欠な事項について、別紙3のとおり丁寧に確認しました。

また、確認状況を林務部改革推進委員会へご説明いたしました。

こうした確認の結果、組合において必要な内部管理体制が構築されており、補助事業を適切に実施できると認められます。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

北安曇地方事務所林務課

(課長) 高橋明彦 (担当) 松村 正

電話 0261-23-6522 (直通)

0261-22-5111 (代表) 内線 2213、2211

FAX 0261-23-6565

電子メール hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部森林づくり推進課県営林係

| (課長)宮 宣敏 (担当)日向一夫

電話 026-235-7272 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3251、3282

FAX 026-234-0330

電子メール shinrin@pref.nagano.lg.jp

履行期限の延長処分に係る関係法令等

【地方自治法施行令】

(履行延期の特約等)

- 第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。) について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(後略)

【財務規則(長野県)】

(履行延期の特約等に係る処置)

第256条 財産管理者は、その所管に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、かつ、利息を付さなければならない。ただし、同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満である場合その他特別の事情がある場合には担保の提供を免除し、政令第171条の6第1項第1号の規定に該当する場合、履行延期の特約等をする債権の金額が1,000円未満である場合等には利息を付さないことができる。

大北森林組合の新たな計画に対する県の精査の結果

項目

適正受給期間中の

役員の責

任の明確

化

平成 29 年 1 月に提出された 新たな計画の主な内容

1 補助金不 (1)元専務理事の責任

平成29年1月に損害賠償請求を行う。

(2)元組合長の責任

・ 常勤であり、最高責任者であった ことから、責任追及を検討中。 なお、現在も元組合長は組合の短 期借入金の個人保証人となってい

(3)非常勤役員の責任

・ 非常勤役員の責任は弁護士と相談 中で、改めて判断を示す。平成 27 年度・28 年度は報酬を辞退し、29 年度も辞退か支給しない方向で検 討中。

県の精査の結果

1 措置済みの事項

- ・ 平成 29 年 1 月 25 日、元専務理事に対し、約 2 億 1,492 万円の損害賠償請求を実施した。
- ・ 元組合長は、3年分の役員報酬を返納 した。また、組合の短期借入金の個人保 証を継続している。
- ・ 非常勤役員には、3年分の役員報酬の返納や辞退を求めた。
- これらの返納や辞退した金額の合計は、約2,611万円となった。

2 今後の取組事項

- ・元組合長、非常勤役員の責任については、森林組合法第49条の3の規定を参考に、総代会までに、さらなる報酬の返納を求める(1月23日の理事会)。
- ・ 非常勤役員の報酬は、平成29年度も辞 退を継続する(1月16日の理事会)。

2 新たな発 想による事 業展開

(1)素材生産事業の拡充

・ 高性能林業機械の計画的な導入を進め、間伐に加え、広葉樹林の更新伐などの主伐を推進し、効率的な素材 生産に取り組む。

(2)木材加工品の生産販売

- ・素材生産で発生する広葉樹低質材を 薪に加工して薪ストーブ利用者、かつ お節製造業者、薪問屋等に販売。
- ・ 間伐材や松くい虫被害材をチップに 加工して、入浴施設に販売。
- ・ 広葉樹の優良材は板材に加工し、家 具や住宅の造作用 (カウンター、階 段等)の原板として付加価値を付けて 販売。

(3)特用林産物の受託販売

- ・ 組合員が生産した原木きのこ (ナメコなど) を受託販売。
- ・ 組合員が生産した生け花やオブジェ、ガーデニング用として流通している技物(花、葉、実)を受託販売。

(4)緑化資材の受託販売

- ・ 組合員が採取したコケを緑化資材メーカーに受託販売。
- ・ 組合員が採取したコケを買い取り、 耕作放棄地を利用してコケマットを 製造し、緑化資材メーカーに販売。

1 計画の内容

見直し前の計画では、針葉樹を中心とした間伐等を主体とした計画であったが、 地域の森林の特性を踏まえ、

- ① 広葉樹材を全木利用し、多角的に生産・販売する計画
- ② 組合員との連携を強化し、原木きのこや枝物を受託販売する計画
- ③ 県外企業と連携し、コケを緑化資材 として販売する計画

などが盛り込まれ、役職員の責任分担、 キャッシュフロー等も踏まえ、おおむね 妥当と認められる。

特に広葉樹を活かす取組は、他の地域と比べて優位性が期待され、必要最低限の製材施設があることから、この活用により、付加価値を付けた販売が期待できる。

2 今後の展開

持続的な販路の開拓、事業のリスク管理 の状況を役職員間で共有し、定期的に進捗 管理を行う必要がある。

項目	平成 29 年 1 月に提出された 新たな計画の主な内容	県の精査の結果
	(5) 環境、観光、健康、教育、交流事業 ・ 新たな視点、発想で、自治体や企業、NPO法人等と連携して、森林 浴遊歩道の整備による「フットパス」の導入や「ツリークライミング」 などの山での遊び場の提供などの 検討を進める。	
3 徹底した管理費の削減	 (1)非常勤役員の報酬 ・ 平成 28 年度は報酬を辞退 ・ 平成 29 年度も辞退を継続又は支給しない方向で検討。 (2)職員給与 ・ 平成 28 年度は、基本給 5 %カット、賞与全額カット。 ・ 平成 29 年度以降は、士気の低下等につながらないよう、組合の経営状況を踏まえて、削減措置の見直しを慎重に検討。 	 1 措置済みの事項 ・ 平成 28 年度の一人当たり人件費は、補助金不適正受給期間以前の平成 16~18 年度の3年間の平均額と比べ、約4割の減少となった。 2 今後の取組事項 ・ 非常勤役員の報酬は、平成 29 年度も辞退を継続する(1月16日の理事会)。 ・ 平成 29 年度も職員賞与の全額支給停止、定期昇給停止などについては継続する考えである。
4 増資等による経営基盤の安定	(1)役員 ・ 自ら率先して取り組む。 (2)組合員 ・ まずは信頼回復に努め、一般組合員に対しては、増資の理解を粘り強く求め、大口出資組合員に対しては、個別面談により、要請。 (3)組合員以外の企業等 ・ 新規事業について説明する機会を設け、積極的に資金援助を要請。	1 措置済みの事項 ・ 役員が増資に率先して取り組むとともに、組合員にも理解を求める姿勢を表明した。 2 今後の取組事項 ・ 増資は、個別役員の現在の経済状況を配慮しつつ、平成30年の総代会を目途に、100万円を目標として役員が率先して取り組む(1月16日の理事会)。・ 組合員以外の企業等に対する資金援助要請を行っている。

組合の内部管理体制の構築と今後の造林補助事業

- 県では、組合に対しH28.1に再発防止の取組実行等を求める命令を発出
- これに基づき組合は再発防止策を策定し、県では、指導通知の発出や研修会の開催、公認会計士同行による検査の実施 等により、その実行を指導・監督
- さらに、組合が造林補助事業を適切に進める上で不可欠な事項を丁寧に確認し、組合の内部管理体制の構築等を確認
- 大北地域の森林整備を推進する必要性、地域からの強い要望、重要な担い手である組合の役割、組合の内部管理体制の 構築状況を総合的に勘案し、平成29年度以降に実施する造林補助事業に対して、県の調査を強化した上で、適正と認めら れる場合には補助金を交付する

県から組合の 取組状況

H28.1

再発防止の取組の 実行等を命令

H28.3

会計処理の改善等 指導通知の発出

H28.5~ 森林整備実務者 研修の実施

H28.9 公認会計士同行で 組合検査の実施

H28.12〜 内部管理体制等の 確認

○ 組合の再発防止策と県での確認項目

取組項目	主な取組内容	県での確認項目	的な確認内容(下線部)
コンプライアンス 体制の整備	・職制規程の見直し ・コンプライアンス研修会の開催 ・県森連のが小ラインに基づく 自己点検の実施	・事業管理責任者の設置状況 ・ <u>業務分担、決裁権の明確化状況</u> ・コンプライアンス研修の開催状況 ・内部管理体制の自己点検結果等	・補助事業職務権限表の整備・事業計画の作成管理・事業地の事前調査方法
理事・理事会 等の機能強化	・理事会に「総務部会」と 「事業部会」を設置し、 事業現場の調査、会計処理 等の業務チェック体制強化・監事の機能強化 (公認会計士指導の下での監査)	・理事会でのチェック状況 ・監事の取組状況 ・ <u>事業実施上の職務権限の明確化</u> ・ <u>外注業者選定のルール化</u> 等	・重複、除地等の確認方法 ・事業要件の整合性 の確認方法 ・委託設計書の作成基準 ・見積、契約の作成整備
会計処理 の透明化	・会計規定の見直し、 会計マニュアルの整備 ・事業実施マニュアルの整備	・会計処理手順等の整備状況 ・事務処理手順等の整備状況 ・ <u>事業進捗管理の整備状況</u> ・ <u>事業地別の施行管理体制の整備状況</u> ・ <u>事業完了検査体制の整備状況</u> 等	・現場指導記録の整備・事業の進捗状況の管理・完了検査、精算の方法・保管すべき書類の管理
執行能力に 応じた事業 計画の策定	・組織内での事業計画及び 進捗の確認・共有 ・現地作業体制の構築	・森林経営計画等の事業計画体制、 事業決定ルールの整備状況・職員配置等事務処理体制の整備等	・事業施行地台帳(施業 履歴)の作成・管理 等 30項目

補助事業実施に係る具体